

令和3年度 集団指導

～居住系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 共同生活援助
- ・ 短期入所



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1－1 人員に関する基準
(共同生活援助)
- 1－2 人員に関する基準
(短期入所)
- 2 給付費の算定に関する事項
- 3 その他指摘事例
- 4 関係法令等



1 - 1 人員に関する基準 (共同生活援助)

～管理者～

- ▶ **常勤・専従**の管理者を**1名**配置（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務、または他の事業所、施設等の職務に従事可能）
- ▶ サービス提供に必要な**知識**および**経験**を有する者であること

【役 割】

事業所の全体のマネジメント

【業務内容】

利用者の安全確保、防犯・防災対策、適切な職員配置、住居設備の維持管理と環境整備、虐待防止や人権擁護に関する職員教育、利用者の健康管理(健康診断等)等

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照

～サービス管理責任者～

- ➡ 利用者の数を30で除した数以上を配置
- ➡ 実務経験・研修を修了していることが必要

【役 割】

利用者支援に係る計画の作成（個別支援計画の作成等）、
従業者に対する技術指導・サポート 等

【業務内容】

個別支援計画に係る業務、管理者への支援状況報告、従業者の相談・助言、関係機関との連絡調整 等

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照

～世話人～

- ▶ 介護サービス包括型および外部サービス利用型においては、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - ▶ 日中サービス支援型は、利用者の数を5で除した数以上
- ※ 手厚い配置をした場合は報酬への反映あり

【役 割】

入居者の直接介助、相談 等

【業務内容】

食事の提供、掃除・洗濯・健康管理・金銭管理・服薬管理の援助、日常生活に必要な相談・援助 等

(例) 人数変動により、世話人の配置が当初「5 : 1」⇒その後「6 : 1」
※ 世話人の配置状況に応じて請求を見直す必要があります。

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照

～生活支援員～

- ▶ 障害支援区分に応じた必要員数の合計数以上を配置
(外部サービス利用型は、配置不要)

【常勤換算】 区分 = 障害支援区分

区分3…9で除した数、区分4…6で除した数

区分5…4で除した数、区分6…2.5で除した数

【役 割】 入居者の直接介助

【業務内容】 食事や入浴、排せつ等の介助 等

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照

～夜間支援従事者～

- ➡ 介護サービス包括型および外部サービス利用型においては、必要に応じて配置（夜勤または宿直）
- ➡ 日中サービス支援型においては、必ず配置（夜勤）

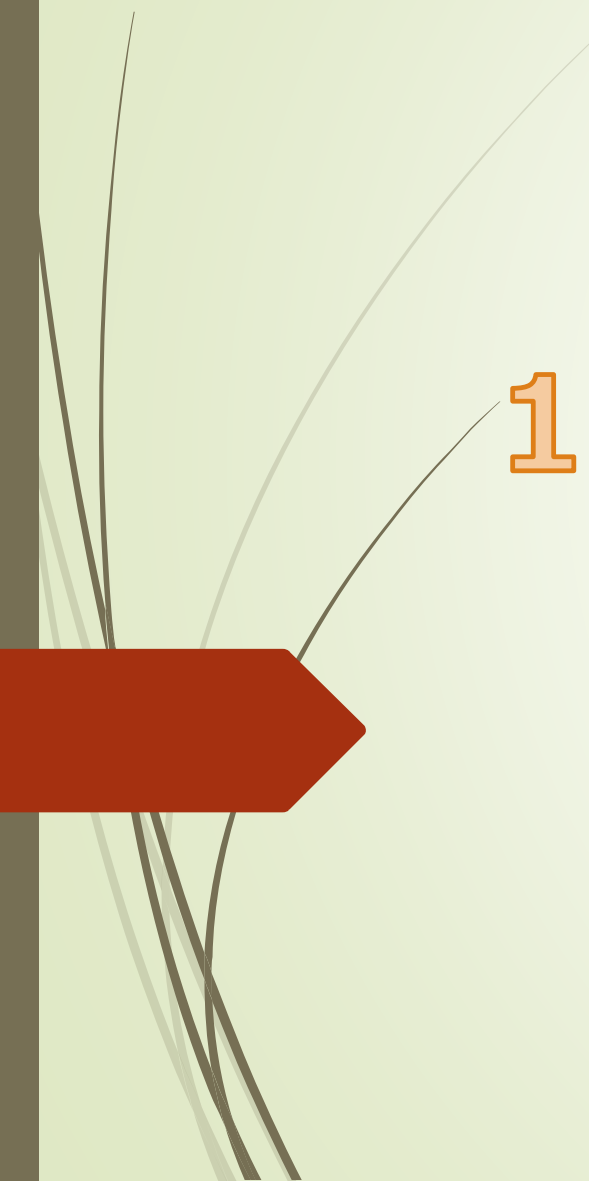
【役 割】

夜間および深夜の時間帯を通じた直接介助

【業務内容】

利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行う。

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照



1 - 2 人員に関する基準 (短期入所)

～管理者～

- ▶ 常勤・専従の管理者を1名配置（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務、または他の事業所、施設等の職務に従事可能）

【役 割】

事業所の全体のマネジメント

【業務内容】

利用者の安全確保、防犯・防災対策、適切な職員配置、住居設備の維持管理と環境整備、虐待防止や人権擁護に関する職員教育、利用者の健康管理（健康診断等）等

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照

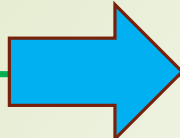

～従業員～（併設事業所の場合）

併設事業所とは…

指定障害者支援施設、児童福祉施設等の入所施設（指定障害者支援施設等）、その他必要な支援を適切に行うことができる施設（指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所等）に併設され、指定短期入所を行う事業所として、当該入所施設等と一体的に運営を行う事業所。

- ➡ 併設される入所施設等によって、人員基準が異なります。
- ➡ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所等が併設する場合は、短期入所を提供する時間帯によって、人員基準が異なります。

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照



《 指定障害者支援施設等が併設する場合 》

- ▶ 当該施設の利用者数および短期入所の利用者数の合計数を、当該施設の利用者数とみなし、当該施設に必要とされる数以上の従業者が必要。

《 指定宿泊型自立訓練事業所、
指定共同生活援助事業所等が併設する場合 》

- ▶ 短期入所と同時に宿泊型自立訓練、共同生活援助等を提供する時間帯
当該事業所の利用者数および短期入所の利用者数の合計数を、当該事業所の利用者数とみなし、当該事業所における生活支援員等として必要とされる数以上の従業者が必要。
- ▶ 上記以外で短期入所を提供する時間帯
当該日の短期入所の利用者の数が6名または、その端数を増すごとに従業者1名以上が必要。

～従業員～（空床利用型事業所の場合）

空床利用型事業所とは…

利用者に利用されていない指定障害者支援施設、児童福祉施設等の入所施設（指定障害者支援施設等）、その他必要な支援を適切に行うことができる施設（指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所等）の全部または一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所。

- ➡ 設置される入所施設等によって、人員基準が異なります。
- ➡ 指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所等が設置する場合は、短期入所を提供する時間帯によって、人員基準が異なります。

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照

《 指定障害者支援施設等が設置する場合 》

- ▶ 当該施設の利用者数および短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者数とみなし、当該施設に必要とされる数以上の従業者が必要。

《 指定宿泊型自立訓練事業所、 指定共同生活援助事業所等が設置する場合 》

- ▶ 短期入所と同時に宿泊型自立訓練、共同生活援助等を提供する時間帯
当該事業所の利用者数および短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなし、当該事業所における生活支援員等として必要とされる数以上の従業者が必要。
- ▶ 上記以外で短期入所を提供する時間帯
当該日の短期入所の利用者の数が6名または、その端数を増すごとに従業者1名以上が必要。

～従業員～（単独型事業所の場合）

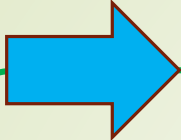
単独型事業所とは…

指定障害者支援施設、児童福祉施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない居室において、指定短期入所の事業を行う事業所。

- ➡ 指定生活介護事業所等（※1）で短期入所を行う場合と、それ以外の事業所で短期入所の事業を行う場合で、人員基準が異なります。
- ➡ 指定生活介護事業所等で短期入所を行う場合は、短期入所を提供する時間帯によって、人員基準が異なります。

※1 指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所、指定自立訓練（生活）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所）

※ 資料【共同生活援助・短期入所事業所の人員について】参照



《 指定生活介護事業所等で短期入所を行う場合 》

▶ 短期入所と同時に指定生活介護等を提供する時間帯

当該事業所の利用者数および短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなし、当該事業所における生活支援員等として必要とされる数以上の従業者が必要。

▶ 上記以外で短期入所を提供する時間帯

当該日の短期入所の利用者の数が6名または、その端数を増すごとに従業者1名以上が必要。

《 上記以外で短期入所を行う場合 》

▶ 当該日の短期入所の利用者の数が6名または、その端数を増すごとに従業者1名以上が必要。



2 給付費の算定に関する事項

～給付費の算定における注意点①～ (人員欠如における減算)

- 【対象サービス】
- 共同生活援助
 - 短期入所

- 人員基準上の必要とされる要件を満たしていないと…
⇒ 基本報酬の減算に該当する場合があります。

《 サービス管理責任者の人員欠如減算 》

《 具体的取扱い 》

- 基準を満たしていない
⇒ 翌々月から人員欠如が解消された月まで減算

《 減算割合 》

- 減算適用月が 1月目～4月目 ⇒ 基本報酬の 70% に減算
- 減算適用月が 5月目以降 ⇒ 基本報酬の 50% に減算

～給付費の算定における注意点①～ (人員欠如における減算)

- 【対象サービス】
- 共同生活援助
 - 短期入所

《 サービス提供職員の人員欠如減算 》

《 具体的取扱い 》

- 基準を満たさない範囲が 1割を超えている
⇒ 翌月から人員欠如が解消された月まで減算
- 基準を満たさない範囲が 1割の範囲内
⇒ 翌々月から人員欠如が解消された月まで減算

《 減算割合 》

- 減算適用月が 1月目～2月目 ⇒ 基本報酬の 70% に減算
- 減算適用月が 3月目以降 ⇒ 基本報酬の 50% に減算

～給付費の算定における注意点②～ (個別支援計画未作成における減算)

【対象サービス】
・共同生活援助

- ➡ 個別支援計画の作成に係る業務が適正に行われていないと…
⇒ 基本報酬の減算や各加算が算定できなくなる場合があります。

《 個別支援計画未作成減算 》

《 具体的取扱い 》

- ① サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない
 - ② 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない
- 上記①または②のいずれかに該当する場合

⇒ 該当する月から当該状態が解消された月の前月まで減算

《 減算割合 》

- ・ 減算適用月が 1月目～2月目
⇒ 基本報酬の 70% に減算
- ・ 減算適用月が 3月目
⇒ 基本報酬の 50% に減算



指摘事例①「給付費の算定および取扱」 (個別支援計画未作成減算)

【主な指摘事項】

- × サービス提供開始日の翌月以降に、個別支援計画を作成している。



- ➡ 個別支援計画がなくサービス提供を行った場合、計画作成に係る業務が適切に行われていないものとして、当該月については個別支援計画未作成減算の対象となります。
- ➡ 例えば、①個別支援計画を作成しないまま、4月1日からサービス提供を開始。②5月20日に個別支援計画を作成、5月25日に説明、交付を行った場合 ⇒ 4月分が減算の対象となります。

指摘事例②「給付費の算定および取扱」 (夜間支援等体制算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算)

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画に基づいた支援内容ではない。
- × 支援の行ったことがわかる記録がない。



- ➡ 提供するサービスの内容を、個々の利用者ごとに個別支援計画に記載し、計画に基づいた支援を行ってください。
- ➡ 専従の夜間支援従事者が配置されていることを勤務表や業務日誌等で明らかにしておいてください。(夜間支援等体制加算のみ)
- ➡ 支援を行ったことがわかるように、サービスの提供の記録等に、支援内容を記録しておいてください。

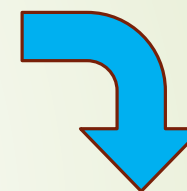


3 その他指摘事例

指摘事例① 「利用者負担額等の受領」

【主な指摘事項】

- × 預り金の出納管理が適切に行われていない。



【利用者の金銭管理を依頼された場合の留意点】

- 責任者と補助者を別々に選定し、印鑑と通帳を別々に保管していること。
- 適切に行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務を行うこと。
- 保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。

※ 上記のほか、現金トラブルを避けるため、預かり金管理規程の策定、預かり証や受領証等の書面での取り交わし、利用者等の定期的な報告等を行い、適正な出納管理をしてください。

資料【預り金の出納管理に係る参考様式】参照

指摘事例②「非常災害対策」

【主な指摘事項】

- × 防災性能を有しているカーテンが設置されていない。
- × 避難経路に避難の支障となる荷物が置かれている。



➡ 事業所に設置するカーテンやじゅうたん等は、防災性能を有しているものを設置してください。

(赤字の **防 災** マークのついているもの)



➡ 避難経路には物を置かず、避難スペースを確保してください。

参考：避難経路の確保について



階段



ろうか・避難口

【札幌市ホームページより抜粋】

4 関係法令等①

～法令～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準～

- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例【[都条例 第155号](#)】
- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則【[都規則 第175号](#)】

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて【[障発第1206002号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

4 関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～参考～

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和2年10月
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)
- 共同生活援助・短期入所事業所の人員について
(東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当)

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

ご視聴ありがとうございました

